

区内保育園等の保護者の皆さま

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田寛士

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時休園期間の延長について

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

区では、令和2年4月28日付、2荒子保第361号の通知により、緊急事態宣言期間に合わせ、臨時休園期間を5月9日（土）までとしておりましたが、緊急事態宣言が5月31日（日）まで延長されたことに伴い、臨時休園期間についても、下記のとおり、5月31日（日）まで延長することといたします。

なお、応急保育については、臨時休園期間中、引き続き実施いたします。

保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

臨時休園期間の延長について

- ・5月9日（土）までの臨時休園期間を5月31日（日）まで延長し、応急保育を継続して実施いたします。
- ・ただし、応急保育実施園で、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、当該実施園の応急保育を中止しますので、予めご了承ください。
- ・本通知における対応方針は、5月7日（木）時点でのものであり、状況の変化により変更する場合があります。

問合せ先

子ども家庭部保育課	電話：3802—3111
（認可保育園）	保育指導係 内線3823、3824、3846
	入園相談係 内線3825、3826、3827、3847
（認証保育所）	保育管理係 内線3828、3844
（家庭福祉員）	保育管理係 内線3822